平成２３年（フ）第４９８号
宮崎市清武町木原7482番地１
債務者　増田　由維
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５２２号
宮崎市清武町今泉丙2118番地２
債務者　大野　裕子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５２６号
宮崎県西都市上町１丁目11番地　ビレッジサクラ203
債務者　森　　國満
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６２９号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目４番１―209号
債務者　東　　正俊
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６３７号
鹿児島県鹿児島市坂元町891番地１
債務者　石塚　　愛
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字手安810番地11
債務者　原島　敏行（旧姓林）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第４８１号
沖縄県中頭郡西原町字翁長134番地
債務者　仲宗根光子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５５６号
沖縄県島尻郡八重瀬町字宜次719番地５
債務者　豊里　昭子（旧姓玉城）
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５５７号
沖縄県那覇市鏡原町１番68号上原アパート303
債務者　竹島　和代
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１１２号
茨城県神栖市日川4412番地２
債務者　横山　　定
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第３０９号
長野市大字風間2639番地　コーポ風間201号
債務者　中村　貴子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１５号
長野市篠ノ井布施高田1106番地１　ファンシーコア21・201号、前住所名古屋市中村区中村町９丁目７番地　キャッスルワタナベ506号
債務者　小林　瑞穂（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４６号
松江市学園南２丁目４番10号　内田アパート３―12
債務者　木村　久美
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４５号
徳島県徳島市南沖洲１丁目10番65―103号、旧住所徳島県徳島市南沖洲２丁目４番12号
債務者　上松　由美
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６２号
徳島県名西郡神山町鬼籠野字東分６番地１
債務者　赤井伊久夫
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６３号
徳島県名西郡神山町鬼籠野字東分６番地１
債務者　赤井香代子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７５号
徳島県板野郡藍住町徳命字名田478番地23
債務者　宮本　　浩
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
徳島地方裁判所民事部